

名古屋市将来世帯数の推計方法

(1) 推計期間

推計期間は、令和 2 年を基準年とし、令和 22 年時点までの 5 年ごとの推計を行った。

(2) 推計方法

本推計では、世帯主率法により、本市の将来世帯数を推計した。世帯主率法とは、世帯数は、世帯主数に等しいことを利用し、人口に世帯主率（人口に占める世帯主数の割合）を乗じることによって算出する方法である。

$$\text{世帯数} = \text{世帯主数} = \text{人口} \times \text{世帯主率}$$

名古屋市の世帯主率の将来推移は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019 年推計）による愛知県の仮定値と同様に推移すると仮定した。

本推計で扱う家族類型は（１）単独世帯、（２）夫婦のみの世帯、（３）夫婦と子から成る世帯、（４）ひとり親と子から成る世帯、（５）その他の一般世帯の 5 類型である。令和 2 年（2020 年）国勢調査より、名古屋市の世帯主男女別年齢 5 歳階級別の家族類型別の数値を利用して、5 年ごとに名古屋市の世帯主率を算出した。

(3) 推計に用いたデータ・解説

将来人口	・ 名古屋市将来人口推計値
世帯主率	・ 令和 2 年国勢調査（総務省）より算出
将来の世帯主率	・ 日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2019 年推計） （国立社会保障・人口問題研究所）愛知県の仮定値の令和 2 年からの変化率を乗じて将来の世帯主率とする ・ 家族類型不詳の世帯数と施設等の世帯数は、令和 2 年国勢調査の世帯数が将来にわたり一定に推移するものとする

なお、この推計は令和 11 年に更新する予定です。